



平成 29 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ユーザベース
代表者名 代表取締役社長（共同経営者） 新野 良介
代表取締役社長（共同経営者） 梅田 優祐
（コード：3966、東証マザーズ）
問合せ先 管理担当執行役員 村上 未来
（TEL. 03-4574-6552）

「内部統制システムの基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 16 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。改正後の内容は以下のとおりです。

内部統制システムの基本方針

当社は、「経済情報で、世界をかえる」を目指すとともに、「7つのルール」を基本の行動指針とした経営と制度等の整備に努めている。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めている。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要であると認識し、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定める。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
 - ② 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
 - ③ 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行す

る。

- ④ 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- ⑤ 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- ⑥ 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査チームは、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査チームは組織横断的に組成されるものとする。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び常勤監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ⑦ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内コンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- ⑧ 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。
- ⑨ 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- ② リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- ③ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行

うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ② 常勤取締役、執行役員（必要に応じて専門役員その他必要と認めたものを含む）から成り、常勤監査役が陪席する事業別の経営会議を原則週1回開催し、事業の方針と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。また、当社グループの常勤取締役、執行役員、常勤監査役からなる全社執行役員会議を原則月1回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。
- ③ 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程マニュアルを整備・運用するものとする。
- ② 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
- ③ 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査役の補助にあたらせる。
- ② 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該従業員の取締役会からの独立性を確保するものとする。

7. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議に陪席をし、業務の

執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。

- ② 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。
- ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた当社及び子会社の取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
- ④ 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査役に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ② 監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
- ③ 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
- ② 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ③ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

以上